

中央区地域健康福祉推進協議会開催要綱

（目的）要覧

第1条 「中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「計画」という。）を推進し、必要に応じて次期の計画を策定するにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として、中央区地域健康福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

- (1) 計画の進行管理及び策定に関すること
- (2) 地域健康福祉推進の方策に関すること
- (3) 計画の見直しに関すること
- (4) その他計画の推進に必要な事項に関すること

（委員構成）

第2条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 地域住民組織代表者
- (2) 民生委員児童委員代表者
- (3) 社会福祉事業関係者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募による者

（委員任期）

第3条 委員の任期は、原則3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

3 次のいずれかに該当する者を委員に選任する場合は、前項の規定を適用しないことができる。

- (1) 所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者

（守秘義務）

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委員長及び副委員長）

第5条 協議会には委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、協議会の進行を行う。

- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 協議会の会議は、公開とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、中央区役所健康福祉課及び中央区社会福祉協議会に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 平成21年度中に委嘱された委員の任期は、第3条1項の規定に関わらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 平成24年度中に選任された委員の任期は、第3条1項の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。